

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、エデュケア・アライアンスと称し、英語表記を「Educare Alliance」とする。

第2条（事務所）

本会の主たる事務所を、東京都江戸川区篠崎町7丁目15-3に置く。

第3条（目的）

本会は、教育と福祉の分野に携わる者の連携を促進し、専門性の共有及び相互理解を深めることにより、子ども、保護者、障害のある者その他支援を必要とする者を支える地域社会の形成に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 教育・福祉関係者の交流会、研修会及び勉強会の開催
 2. 子ども、保護者等への学習支援及び相談支援
 3. 教育・福祉に関する情報発信及び啓発活動
 4. 教育・福祉分野に関する調査研究
 5. 行政機関等への政策提言
 6. 学校、福祉施設、地域団体等との連携及び共同事業
 7. その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、関係法令を遵守し、必要な資格、許認可及び安全管理体制を確認した上で実施する。

第5条（非営利性）

本会は営利を目的とせず、その活動によって生じた利益を会員に分配しない。

第6条（団体の継続性）

本会は、会員の加入、退会又は役員の変更によって当然には解散せず、本規約に従い存続する。

第2章 会員

第7条（会員の種類）

本会の会員は、運営会員及び一般会員の2種類とする。

- 2 運営会員は、本会の運営及び意思決定に携わる者とする。
- 3 一般会員は、本会の目的に賛同し、活動に参加又は協力する者とする。

第8条（入会）

本会の目的に賛同する者は、所定の手続きを経て入会することができる。

2 一般会員の入会は、共同代表のいずれか1名の承認によって認める。

3 運営会員への就任は、立候補又は推薦を受けた者について、運営会員の総会で審議し、出席運営会員の過半数の賛成によって承認する。

第9条（会費）

本会は、当面の間、会費を徴収しない。

2 会費を導入する場合は、総会の決議によって金額及び徴収方法を定める。

第10条（退会）

会員は、本人の意思によって、いつでも退会することができる。

第11条（除名）

会員が重大な規約違反その他本会の信用を著しく損なう行為をした場合、共同代表2名の合意により除名することができる。

2 除名に当たっては、事前に理由を通知し、本人に弁明の機会を与えなければならない。

3 共同代表の解任については、第17条を適用する。

第3章 役員

第12条（役員）

本会に、次の役員を置く。

1. 共同代表 2名

2. 会計担当 1名

2 会計担当は、共同代表が兼務することができる。

第13条（共同代表）

共同代表は、相互に協力し、本会の業務を統括する。

2 共同代表のうち1名を対外的な代表権を有する責任者として指定する。

3 対外的責任者は、本会を代表して契約締結、金融機関及び行政機関への手続き等を行う。

4 重要な契約、借入れその他本会の財産又は運営に重大な影響を及ぼす事項については、共同代表双方の事前承認を必要とする。

第14条（会計担当）

会計担当は、本会の収支及び財産を管理し、会計帳簿を作成する。

2 会計担当以外の共同代表は、会計記録及び証拠書類を確認することができる。

第15条（役員の任期）

共同代表の任期は2年間とし、再任を妨げない。

2 任期満了後、後任者が選任されるまでの間は、必要な職務を継続することができる。

第16条（共同代表の選任）

共同代表は、運営会員の総会において、出席運営会員の過半数の賛成により選任する。

第17条（共同代表の解任）

共同代表に重大な規約違反、不正行為その他職務の継続が著しく困難となる事由がある場合、当該共同代表を除く運営会員総数の3分の2以上の賛成により解任することができる。

2 解任対象者には、事前に理由を通知し、弁明の機会を与える。

3 運営会員が2名の場合は、第1項にかかわらず、解任対象者を除く運営会員による決定のみで共同代表を解任することはできない。解任には、共同代表双方が合意して選任した、双方と利害関係のない中立的な第三者による審査及び解任相当との書面による判断を必要とする。第三者は、双方から事情を聴取し、解任対象者に弁明及び資料提出の機会を与える。

4 第三者の選任に合意できない場合、又は第三者が解任相当と判断しない場合は、解任は成立しない。この場合、双方は中立的な第三者を交えた協議その他の紛争解決方法を検討する。第三者の選任、審査経過及び判断は、書面又は電磁的方法により記録し、保存する。

第4章 総会

第18条（構成）

総会は、運営会員をもって構成する。

第19条（開催）

定期総会は、毎年1回開催する。

2 必要に応じて臨時総会を開催することができる。

第20条（招集）

総会は、共同代表のいずれかが招集する。

2 原則として開催日の7日前までに、日時、開催方法及び議題を運営会員に通知する。

第21条（成立要件）

総会は、運営会員総数の過半数の出席をもって成立する。

第22条（議決）

通常の議案は、出席運営会員の過半数の賛成により決定する。

- 2 規約の変更及び本会の解散については、運営会員総数の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 3 可否同数の場合は否決とする。

第23条（オンライン参加等）

総会は、対面又はオンラインで開催することができる。

- 2 運営会員は、書面又は電磁的方法により、他の運営会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 3 代理人による議決権行使は、委任内容を記録した上で取り扱う。

第24条（議事録の作成及び保存）

1. 総会の議事については、開催日時、開催方法、出席者、審議事項及び決議結果を記載した議事録を作成する。
2. 議事録は、書面又は電磁的方法により作成することができる。
3. 電子的に作成した議事録は、議長及び議事録確認者が電子署名、電子メールその他記録の残る方法により確認することができる。
4. 議事録は、電子データによる保存を原則とし、共同代表が閲覧できる状態で適切に管理する。
5. 議事録の確認に当たり、紙への印刷及び押印を必須としない。

第5章 会計

第25条（経費）

本会の経費は、共同代表による拠出金、寄付金、助成金その他適法な収入をもって充てる。

第26条（支出）

- 5,000円以下の通常支出は、担当者の判断により行うことができる。
- 2 5,000円を超える支出については、共同代表双方の事前承認を必要とする。
- 3 継続的な契約及び借入れについては、金額にかかわらず共同代表双方の事前承認を必要とする。
- 4 承認を回避する目的で支出を分割してはならない。

第27条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第28条（会計報告）

会計担当は、毎会計年度終了後、収支決算書を作成し、定期総会に報告して承認を受ける。

第6章 その他

第29条（個人情報保護）

本会は、活動に際して取得した個人情報を適切に管理し、本人の同意又は法令上の根拠なく目的外利用及び第三者提供を行わない。

第30条（解散）

本会は、総会において運営会員総数の3分の2以上の賛成を得た場合に解散する。

第31条（残余財産）

本会の解散時に残余財産がある場合は、債務を清算した後、総会の決議によって寄付先を決定する。

2 残余財産を会員個人に利益として分配してはならない。

第32条（法人化）

本会は、活動規模及び運営上の必要性に応じて、将来的な法人化を検討することができる。

附則

- 1 本規約は、2026年10月14日から施行する。
- 2 設立時の共同代表は、武正 優星及び滝 琉空とする。
- 3 設立時の対外的責任者及び会計担当は、武正 優星とする。
- 4 初年度の会計期間は、規約施行日から2027年3月31日までとする。

改正附則（第17条第3・4項の変更）

本変更は、2026年10月15日の総会承認により、同日から施行する。

承認日：2026年10月15日

施行日：2026年10月15日